

軽度者に係る福祉用具貸与(例外給付)の 取扱いについて

喜界町 保健福祉課 介護保険係
(令和6年4月)

1. 軽度者への福祉用具貸与について

介護保険制度における軽度者に係る福祉用具貸与については、その状態像から利用が想定しにくい種目(表1)については原則として保険給付の対象外となっています。

ただし、様々な疾患・症状によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に保険給付を受けることが出来ます。

軽度者に対して例外給付を行う場合には、町へ確認依頼を行ってください。

※喜界町では利用者の把握及び給付適正化の観点から対象者全件の確認依頼書提出をお願いしています。

■例外給付の対象となる福祉用具の種目（表1）

種目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2，要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 (尿のみを自動吸引するものを除く)	原則、保険給付の対象外 ※一定の条件に該当する場合は、例外的に対象となる。		保険給付の対象
車いす及び車いす付属品 (電動車いす含む)			
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具及び体位変換器			
認知症老人徘徊感知器			
移動式リフト (つり具部分除く)			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
自動排泄処理装置 (尿のみ自動吸引するもの)			

※自動排泄処理装置の交換部品（レシーバー、チューブ、タンク等）は貸与ではなく福祉用具購入の対象となります。

※自動排泄処理装置の関連製品等（専用パッド、洗浄液、専用シート等）は介護保険対象外です。

2. 例外給付の判断基準

軽度者に対する福祉用具の例外給付を検討する場合、表2に定める状態像に当てはまっていることが前提となります。利用者の直近の認定調査の結果が、

- ① 該当している
- ② 該当していない
- ③ 判断できる項目がない

のいずれにあてはまるか判断し、3ページのとおり扱います。

■例外給付に該当する状態像の基準表（表2）

対象外種目	状態像 (厚生労働大臣が定める者のイ)	認定調査の結果 (厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果)
ア 車いす 及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	(1-7 歩行) が「できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に認められる者	基本調査項目に判断できる項目なし →適切なケアマネジメントにより判断する
イ 特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	(1-4 起き上がり) が「できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	(1-3 寝返り) が「できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	(1-3 寝返り) が「できない」
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	(一) 次の①～④のいずれかに該当する者
		① (3-1 意思の伝達) が「できる」以外
		② (3-2～7 日課の理解、生年月日や年齢、短期記憶、自分の名前、今の季節の理解、場所の理解) のいずれかが「できない」
		③ (3-8・9 徘徊・外出して戻れない) (4-1～15 被害的、作話、感情不安定等) のいずれかが「ない」以外
	(二) 移動において全介助を必要としない者	④主治医意見書において認知症の症状がある旨記載されている (2-2 移動) が「全介助」以外
オ 移動用リフト	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	(1-8 立ち上がり) が「できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	(2-1 移乗) が「一部介助」又は「全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査項目に判断できる項目がない →適切なケアマネジメントにより判断する
カ 自動排泄処理装置 (尿のみ自動吸引するものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	(2-6 排便) が「全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	(2-1 移乗) が「全介助」

直近の認定調査票において、種目に対する基本調査項目の結果が該当していない場合

貸与用具に対して本人の直近の認定調査における基本調査の結果のみでは給付の状態像に該当しない場合は、ケアマネジャーの独断で例外給付を受けることはできませんが、次のアとイの要件を満たすことで例外給付の対象となるため、町に提出する確認依頼書に以下2点に係る必要書類を添付してください。

- ア. 次の i～iii までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されていること。
イ. サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていること。

i) 疾病その他の原因により、**状態が変動し易く、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 95 号告示第 25 号イ（※P3-表 2）に該当する者。**

(例)

- ・パーキンソン病の治療薬により急激な症状の出現や、軽快と増悪を起こす現象（ON/OFF 現象）が頻繁に起き、日や時間により告示で定める福祉用具が必要な状態になる。
- ・重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなるため時間帯によって福祉用具が必要になる。 等

ii) 疾病その他の原因により、**状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 95 号告示第 25 号イ（※P3-表 2）に該当するに至ることが確実に見込まれる者。**

(例)

- ・末期がんで、認定調査時是何とか自立していても、急激に状態が悪化して短期間で告示で定める状態となり福祉用具が必要になる。 等

iii) 疾病その他の原因により、**身体への重大な危険性又は症状の重篤化回避の医学的判断から第 95 号告示第 25 号イ（※P3-表 2）に該当すると判断できる者。**

(例)

- ・重度の喘息発作があり、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある旨、医師から指示されている。
- ・重度の心疾患で、特殊寝台の利用により急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要性がある旨、医師から指示されている。
- ・重度の嚥下障害で、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある旨、医師から指示されている。
- ・脊髄損傷により下半身麻痺で床ずれ発生リスクが高く、褥瘡防止が必要な旨、医師からも指示されている。
- ・人口股関節の術後で、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要性がある旨、医師から指示されている。 等

※例に示した疾患名は例外給付の状態性に該当する可能性があるものを例示したに過ぎず、例示されていない疾病名でも給付の対象となることがあります。また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。

3. 例外給付確認依頼の手順

(1) アセスメント及び課題分析

- ・本人及び家族等の希望を聴取する。
- ・アセスメントと課題分析の結果、対象品目貸与の必要性が認められた。
- ・利用者の状態に当てはまっているか、基本調査の結果を確認する。

(2) 医師からの医学的所見の聴取※(1)の基本調査の結果が当てはまらない場合に行う

- ・例外給付を行うにあたり、必要性について次の①～④について確認する。
 - ① 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（該当する，該当しない）
 - ② 具体的な病名
 - ③ 状態像 i ～ iii のいずれに該当するか（できない，できなくなる，させられない）
 - ④ 必要と認められる福祉用具
- ・医師等からの医学的所見の聴取方法
 - a. 主治医意見書（直近の認定調査）
 - b. 医師の診断書
 - c. 担当ケアマネによる医師への意見聴取（連絡票等）

※居宅サービス計画（ケアプラン）に例外給付である旨、医師の所見、要件等を記載し
担当者会議に臨むこと。

(3) サービス担当者会議の開催

- ・サービス担当者会議で当該品目の貸与について、(2) で入手した医師の意見を参考にその必要性（利用者の自立支援につながるか）を検討。

※内容について、サービス担当者会議録に記載

(4) 保険者介護保険係へ確認依頼書（様式 1）の提出

- ・保険者へ確認依頼書に必要書類を添付し提出する。（書類提出前の事前相談も可）

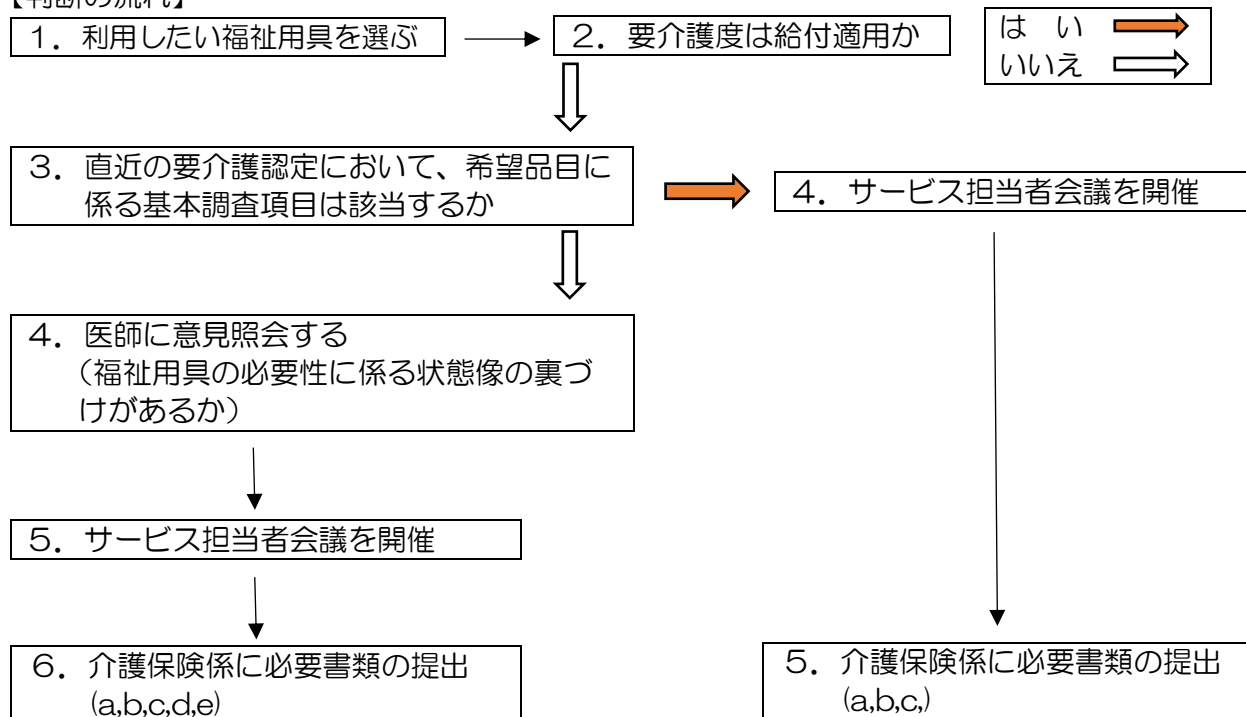
【提出書類】

- a. 確認依頼書（様式 1）※必須
- b. サービス担当者会議の要点または介護予防支援経過記録※必須
- c. 居宅サービス計画書※必須
- d. 医師による医学的所見が確認できる書類
- e. 日常生活における給付の必要性が記載されたケアプラン（素案で可）

※ d. 及び e. は基本調査項目に該当しない場合

※認定更新等で前回から継続して利用しており、認定調査等において状態・介護の手間が
殆ど変わらないと判断できる場合は、書類 a. のみで確認とすることがある。

【判断の流れ】



(5) 保険者より確認の済んだ確認依頼書（写）の受け取り

- ・ 確認済みの記録としてケアマネージャーに渡す。
- ・ 当該給付について所見を付すことがあるため要確認。

※以後はケアプラン（原案）を作成し、本人同意を得る等の通常のケアマネジメントとなります。

◆ その他 ◆

- ・ 要介護認定更新時等には当該利用者が例外給付適用者であるかの事前確認を行ない、確認依頼等の手続きが必要性的について把握をしておいてください。有効期限を超過した際に不測の対応に迫られる場合があります。
- ・ 新規申請等で緊急を要する場合等あるかとは思いますが、独断で福祉用具の手配を始めるのではなく、まずは早急に保険者へご相談ください。急性期対応についてはその後の計画にも影響することがあります。

迷ったらまずはご連絡ください。

【問合わせ先 及び 確認申請のあて先】

〒891-6292

鹿児島県大島郡喜界町大字湾 1746 番地
喜界町役場 保健福祉課 介護保険係

TEL：0997-65-3685（担当課 直通）